

# デマンド交通「キラ輪号」および 公共交通利用に関する支援制度

野木町では、デマンド交通「キラ輪号」の運行や、ご自身での移動が難しい方に向けた公共交通の利用に関する支援を実施しています。

## ご利用いただける支援等

### すべての方



#### ①野木町デマンド交通「キラ輪号」

### 在宅の満70歳以上の方のみ



#### ②高齢者外出支援事業



#### ③通院時タクシー等利用助成事業

身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1又はA2）、  
精神保健福祉手帳（1級又は2級）をお持ちの方のみ



#### ④福祉タクシー利用券の交付

## ①デマンド交通「キラ輪号」の運行内容

乗合型デマンド交通「キラ輪号」を運行しています。  
一般のタクシーと異なり、乗合型デマンド交通では、  
相乗りでタクシーをご利用いただけます。

### ■運行エリア

野木町全域、光南病院（小山市）、友愛記念病院（古河市）

### ■運行日

月曜日から金曜日（土日祝日、お盆期間、年末年始は運休）

■受付時間：8時～17時

### ■利用方法

- ①登録票をご記入の上、町社会福祉協議会、町都市整備課、町総合サポートセンターのいずれかへ、  
利用票を提出し、利用者登録をしてください。後日、登録証が交付されます。
- ②利用券を購入します。利用券は、町社会福祉協議会、町都市整備課、町総合サポートセンター、  
デマンド交通「キラ輪号」の車内（冊売りのみ）で購入できます。
- ③予約センター（0280-54-5515）に利用希望時間の30分前までに電話にて予約をします。
- ④指定の場所に順番にお迎えに行き、それぞれの目的地までお送りします。

### ■利用料（1回片道）

- ・大人（中学生以上） 300円
- ・子ども（小学生以下） 200円
- ・75歳以上 200円
- ・3歳未満 無料

■運行に関するお問い合わせ：野木町都市整備課（0280-57-4161）

## 運行便

|    |        |        |        |
|----|--------|--------|--------|
| 午前 | 8:00便  | 8:30便  | 9:00便  |
|    | 9:30便  | 10:00便 | 10:30便 |
|    | 11:00便 | 11:30便 |        |
| 午後 | 12:00便 | 13:00便 | 13:30便 |
|    | 14:00便 | 14:30便 | 15:00便 |
|    | 15:30便 | 16:00便 | 16:30便 |



登録票は、  
町公式ホームページからも  
ダウンロードできます。



## ②高齢者外出支援事業



高齢者の方を対象にタクシー利用券を配布しています。

■対象者：在宅の満70歳以上の方で、以下の条件を満たす方。

- ①運転免許証を所持していない方、又は運転免許証を所持しているが車を使用していない方。
- ②同居の親族から外出支援が受けられない方。
  - ・同居の親族が運転免許証を所持していない、又は運転免許証を所持しているが車を使用していないため、外出支援を受けられない方。
  - ・同居の親族が日中仕事等のため外出支援を受けられない方。等
- ③福祉タクシー券を利用していない方。

■内容

タクシー利用券を申請月から年度末までの月数×4枚配布します。  
(1枚あたり500円で1回あたり使用できる枚数は1枚までです。)

■利用申請方法

野木町健康福祉課高齢対策係窓口（町保健センター）に申請書、申請者状況確認表を提出してください。（ご本人以外の方が提出する場合は委任状が必要です。）

■支援に関するお問い合わせ：野木町健康福祉課高齢対策係（0280-57-4173）

申請書は、  
町公式ホームページからも  
ダウンロードできます。



## ③通院時タクシー等利用助成事業



高齢者の方を対象に通院時のタクシー等利用に対し、助成を行っています。

■対象者：在宅の満70歳以上の方。

■内容

町外の医療機関受診等のため、自宅から医療機関までタクシーを利用した場合、タクシー代の半額を助成します。

- ・金額の上限は月5,000円、回数の上限は月8回までです。
- ・町内医療機関、友愛記念病院、光南病院は、土曜日の通院のみ対象です。

■利用申請方法

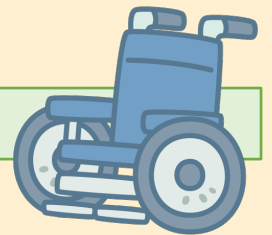
野木町健康福祉課高齢対策係窓口（町保健センター）にて申請書を提出してください。申請には、タクシーおよび医療機関の領収書が必要です。

■支援に関するお問い合わせ：野木町健康福祉課高齢対策係（0280-57-4173）

申請書は、  
町公式ホームページからも  
ダウンロードできます。



## ④福祉タクシー利用券の交付



福祉タクシーを利用される方に、利用券を交付しています。

■対象者

身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1又はA2）、精神保健福祉手帳（1級又は2級）をお持ちの在宅重度障がい者の方。

■内容

福祉タクシー利用券をひと月につき4枚交付し、初乗料金を助成します。

■利用申請方法

野木町健康福祉課社会福祉係窓口（町保健センター）にて申請書を提出してください。

■支援に関するお問い合わせ：野木町健康福祉課社会福祉係（0280-57-4172）

申請書は、  
町公式ホームページからも  
ダウンロードできます。

